

道路占用許可申請等の取り扱いについて

取付管等の工事施工分にあたっては、道路占用(市道)・公共物使用(水路)は許可申請が必要です。

	名称	道路占用許可申請(市道)等の有無
①	公共ます設置等申請(公費)	市で申請
②	公共ます設置等申請(自費)	申請者が申請
③	開発行為(都市計画法第32条同意)	申請者が申請
④	開発行為(都市計画法第32条同意・協議)	申請者が申請
⑤	下水道法第16条申請	申請者が申請

※ 県道・国道・河川(市管理外)の占用等については、従来通り施設管理課下水道施設担当で申請を行います。公共ます設置等申請書に加え、各占用申請等に必要な書類等(各管理者と協議を行ったもの)をご提出ください。

提出書類について

①について、市(下水道施設担当)で申請しますので、公共ます設置等申請書提出時に以下の書類を提出してください。

- ・ 公共ます設置等申請書(1部)

添付書類: 申請書、案内図、設置位置図(平面図)、構造図(断面図)、更地の場合は小規模開発事業確認書または建築確認の写し

- ・ 道路占用許可申請書類(3部)

添付書類: 位置図、案内図、公図写し、現況写真、土地利用計画図、平面図、断面図、本復旧図面、組成図

※ 私道の場合は、公共ます設置等申請書の添付書類として掘削埋設同意書(公図写し・登記事項証明)を提出してください。

- ・ 公共物使用許可申請書類(4部)(河川法の適用を受けない市が管理している水路)

添付書類: 位置図、案内図、現況図、計画縦横断図、土地利用計画図、平面図、公図、構造図、現況写真、水路使用願(土地改良区又は地元等)

②について、公共ます設置等申請書提出時に道路占用申請等の書類をお持ちください。

図面に確認印を押印しますので、押印された書類を添付して、道路管理課へ申請してください。

③～⑤について、同意、同意・協議、又は承認時に道路占用申請等書類に確認印を押印します。

同意、同意・協議、又は承認の準備が整いましたら連絡しますので、道路占用申請等の書類をお持ちください。図面に確認印を押印しますので、押印された書類を添付して、道路管理課へ申請してください。

※ ②～⑤について、工事竣工後は、施設管理課下水道施設担当への工事完成通知書等とは別に、道路管理課へ道路占用工事完了届(道路占用許可)又は道水路工事完了検査申請書(公共物使用許可)を提出してください。